



みやぎ県民センター ニュースレター

女川町 出島大橋 2024年12月19日開通
1979年の架橋促進期成同盟設立以来、45年間の住民の
願いが実現しました。

98号
2025年2月14日

発行：東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目5-10-305 TEL022-399-6907 fax022-399-6925
http://www.miyagikenmin-fukkoushien.com/ E-mail: miyagi.kenmincenter@gmail.com

- 1～3P 孤独死者数高止まり
- 4～5P 寄稿「原著に基づいた正確な発表と報道を」
- 5～6P 防災庁設置に向けた議論始まる
- 7～8P 仮設1年で退去迫る
- 9～11P 狭い仮設は人権問題

出島大橋から見る女川原発



出島防災集団移転団地



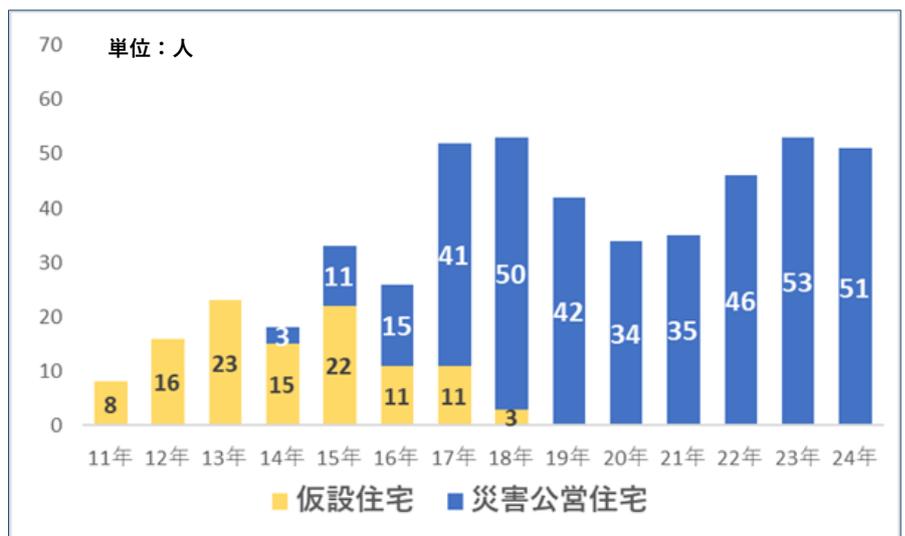
災害公
営住宅

孤独死者数高止まり

行政はコミュニティづくり・維持に支援を

1月21日、宮城県は昨年1年間、災害公営住宅における「孤独死者数」が51人となったことを発表しました。東日本大震災発災以来、宮城県内の仮設住宅では109人、災害公営住宅では381人、合計490人の被災者が誰にも看取られずに亡くなったこととなります。昨年の51人という孤独死者数は2023年の53人に次ぐ多さで、ここ3年、高止まりしています。51人のうち年代別内訳は、80歳代19人、70歳代16人、60歳代12人、50歳代3人、40歳代1人と年代が高いほど多くなっています。また、男女別では男性が39人で76.5%を占めています（河北新報25/1/21）。

図1.宮城県・仮設住宅と災害公営住宅における孤立死者数推移



仮設住宅と災害公営住宅における孤独死が注目されたのは30年前の阪神淡路大震災からでした。地元紙の神戸新聞が仮設住宅で60歳代の男性の死亡を伝える記事に「孤独死」という見出しを付けたことがきっかけとされています。

阪神淡路大震災（兵庫県）では 1663 人が孤立死

阪神・淡路大震災における孤独死の「発見」は、復興過程における「予期せぬ災害死」として当初は驚きをもって受け止められました。当時、孤独死の発生に気づいた医師伊佐秀夫氏は産経新聞の取材に「おかしなことが起きてるな、と思いました。医者者の常識が通用しなかった」。伊佐医師は孤立死の背景事情を医師の立場から調査し、次のことがわかったといいます。

「(孤立) 死者には共通点があった。持病があること、経済的困窮、アルコール依存。仮設では支援物資の酒が容易に手に入った。その果てに、病死や食物・吐物の誤嚥、入浴中の発作、転倒、あるいは自殺があった」(25/1/13 産経新聞)。

孤独死に至る前には、それぞれの「孤立した生」があると言われます。震災で全く突然に住宅も家族も職も失った人たちは絶望で、震災前から様々な困難を抱えていた人たちはさらなる困難に、「生」は徐々に追い詰められ、孤立化していきました。兵庫県では震災で 1663 人の方が孤独死で亡くなりました。図 1. で明らかなように、仮設住宅から災害公営住宅に移行した後に、孤立死者数が深刻化しています。なぜそのような結果が生まれるのか？ 追手門学院大学の田中正人教授は阪神淡路大震災と東日本大震災における災害公営住宅の孤立死者について、兵庫県監察医務室から「死体検案書」、宮城県警から「検視報告書」(2019 年時点) の提供を受け、それを比較分析した結果を公表しています。その内容を紹介します。

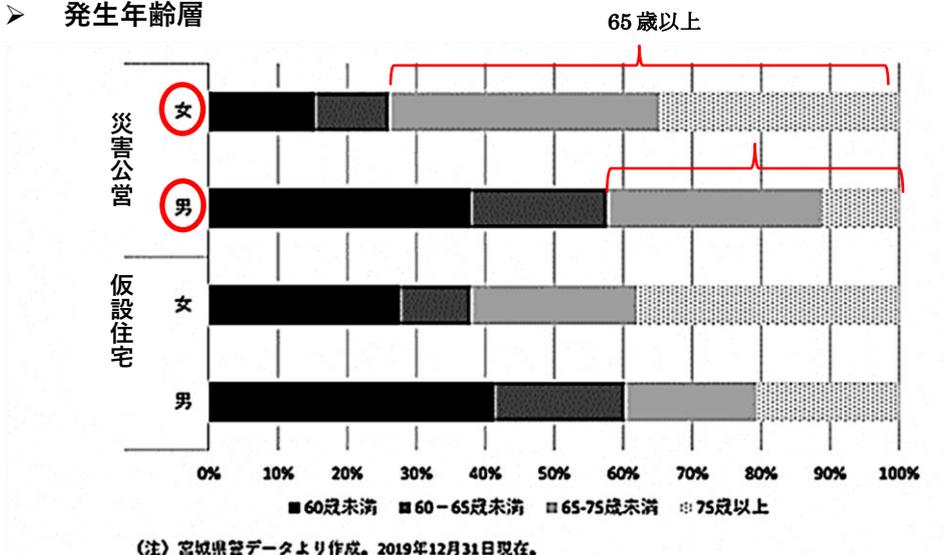
仮設住宅から災害公営に移行後、孤独死は深刻化

図 1. でみたように、災害公営住宅で仮設住宅（建設型のみ）を大きく上回る件数の孤独死が発生しています。

➤ 発生件数

女性より男性の件数が 2 倍以上（仮設住宅、災害公営同様）。

➤ 発生年齢層



男性は 65 歳未満が 6 割、女性は 65 歳以上が 6～7 割を占めます。「高齢女性の健康リスク」、「現役世代男性の孤立リスク」の二面性が伺えます。

➤ **発見までの経過日数**

孤独死者の発見までの経過日数は、仮設住宅で最長 20 日程度、災害公営では 60 日以上と災害公営で長期化しています。1 週間以上が 3 割を占めます。死後経過日数が長くなるほど 50～60 歳代に収れんしています。

➤ **無職者の特徴**

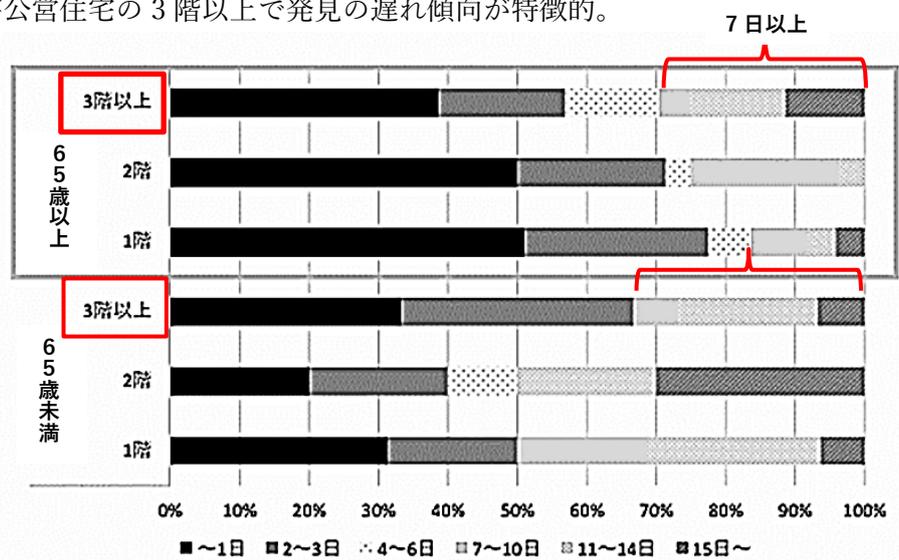
死亡時に 60 歳未満の「無職者」は 5～6 割以上。そして発見も遅い。
無職≒失業による社会的接点の喪失

➤ **アルコール依存**

若年層ほどアルコール依存傾向の割合が高くなり、発見も遅い。

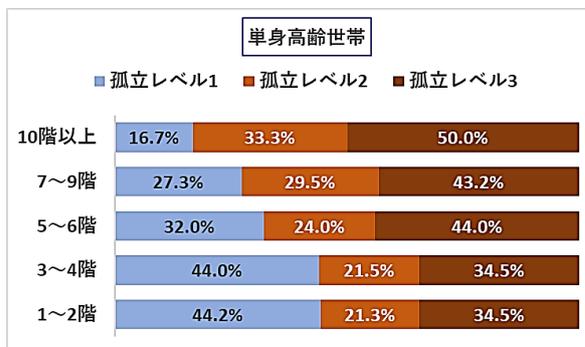
➤ **建物階数と発見の関係**

災害公営住宅の 3 階以上で発見の遅れ傾向が特徴的。



(注) 宮城県管データより作成。2019年12月31日現在、災害公営住宅のみ。

➤ **単身高齢世帯は高層階ほど孤立化レベルが高い**



孤立レベル 1：孤立化が進んでいない。

孤立レベル 2：1 と 2 の中間

孤立レベル 3：友人親戚・近隣交流減少

田中教授は災害公営住宅入居者の孤立レベルを 3 段階に分けて、その構成比を階ごとに調査しました。階が上にあがるほど孤立レベルが高まっていることが分かります。災害公営住宅での見守りの難しさを示すものですが、それを行政は町内会任せにせず、ボランティアの支援も含めた総合的なコミュニティづくり・維持の支援体制を作る必要があることをこれから調査は浮き彫りにしています。

「震災の家屋被害状況 死亡リスク関連なし」報道 原著に基づいた正確な発表と報道を

寄稿 みやぎ県民センター世話人 水戸部秀利

1月16日の河北新報に、1月14日付けの東北大と岩手医大の報道発表を受けて、「震災の家屋被害状況 死亡リスク関連なし」の見出しで記事が掲載されました。報道発表の要点は、

1. 東北メディカル・メガバンク計画地域住民コホート調査を用いて、東日本大震災による家屋被害の程度と死亡リスクの関連を、宮城県と岩手県の約6万人の対象者に対する平均6.5年間の追跡により検討しました。（本期間の死亡は、1763人）
2. 家屋被害の程度と死亡リスクの間に統計学的に有意な関連は示されませんでした。
3. さらに長期の追跡調査が必要ですが、東日本大震災後の公衆衛生の取り組みが死亡リスクの増加を抑制した可能性があると考えられます。

と記され、記事もそれに準じて書かれ、さらに研究チームも「家屋被害の大きい方がストレスの影響で、死亡リスクが高くなる」との仮説を立てていたが、統計的に有意な関連は示されなかったとしています。

研究チームの仮説と東日本大震災の復旧復興に関わってきた私たちの現場感覚も一致しますが、なぜそれと食い違う結果となったのでしょうか。

J Epidemiol Community Health に発表された原著にあたってみました。原著の考察には、この研究の限界として4点をあげ、その2点目に「本研究のベースライン調査は東日本大震災の約2年後に開始されたため早期死亡は、このコホート研究に含めることができなかった。大規模な住宅被害を経験した居住者の早期死亡が高かった場合、この研究は彼らの死亡リスクを過小評価していた可能性があります。」と論じています。下図は参考のため、復興庁の災害関連死まとめを一部抜粋したものです。

東日本大震災における震災関連死の死者数（令和5年12月31日現在）

計	時期別																	
	～H23.3.18 (1週間以内)	H23.3.19～ H23.4.11 (1か月以内)	H23.4.12～ H23.6.11 (3か月以内)	H23.6.12～ H23.9.11 (6か月以内)	H23.9.12～ H24.3.10 (1年以内)	H24.3.11～ H25.3.10 (2年以内)	H25.3.11～ H26.3.10 (3年以内)	H26.3.11～ H27.3.10 (4年以内)	H27.3.11～ H28.3.10 (5年以内)	H28.3.11～ H29.3.10 (6年以内)	H29.3.11～ H30.3.10 (7年以内)	H30.3.11～ H31.3.10 (8年以内)	R1.3.11～ R2.3.10 (9年以内)	R2.3.11～ R3.3.10 (10年以内)	R3.3.11～ R4.3.10 (11年以内)	R4.3.11～ R5.3.10 (12年以内)	R5.3.11～ R5.12.31 (12年超)	
累計	3,802	472	1,218	1,904	2,374	2,811	3,224	3,451	3,553	3,661	3,721	3,761	3,785	3,792	3,798	3,800	3,800	3,802
全国計		472	746	686	470	437	413	227	102	108	60	40	24	7	6	2	0	2
前回調査との差	【+8】	-	-	-	【+1】	【+1】	【+1】	-	【+1】	-	-	-	【+1】	【+1】	-	-	-	【+2】
岩手県	471	97	123	121	59	38	22	6	1	1	0	1	0	0	1	0	0	1
宮城県	932	234	340	221	82	31	14	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1
山形県	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	2,343	115	266	338	324	367	376	216	97	107	60	39	24	7	5	2	0	0

岩手・宮城両県災害関連死者は2年以内に
1387人（全体の98.5%）亡くなっている

出典：「東日本大震災における震災関連死の死者数」

2024年3月1日 復興庁他

水戸部世話人の指摘を受けた東北メディカル・メガバンク機構はホームページ上で、補足記述を1月31日付で「追記」しています。

<https://www.megabank.tohoku.ac.jp/news/60417>

岩手と宮城合わせた災害関連死 1403 人のうち、2 年以内に亡くなったのが 1387 人（98.5%）でほとんどです。東北メディカル・メガバンク計画地域住民コホート調査のリクルートが開始されたのが、平成 25 年 4 月と約 2 年後のためこの方々の状況が反映されていないことは明らかです。

災害関連死は、災害で家屋や施設が破壊され劣悪な生活・療養環境に置かれた病弱者や要介護者、高齢者などの災害弱者に発生しやすいものです。引用資料の山形県で発生はほとんどない一方、福島県では放射能汚染で長期間居住・療養地を追われ転々とする中で関連死は直接死を上回り、遷延化しておりそのことを物語っています。能登でも復旧の遅れと続発した水害で関連死が直接死を上回る事態になっています。

日本の災害急性期における避難生活環境の劣悪さは、関東大震災後も改善されないまま経過し、地震国イタリアと比べて全く見劣りするものであり、その改善が喫緊の課題になっています。そのような状況の中で、「震災の家屋被害状況 死亡リスク関連なし」というメッセージはミスリードになりかねません。論文の原著に記された本研究の限界を明記した発表と報道が必要です。

なお、考察で「公衆衛生の取り組みが死亡リスクの増加を抑制した可能性」を述べていますが、これは根拠のない憶測です。実際、平成 25 年 4 月から宮城県は、被災者の医療費窓口負担制度を廃止し、被災者に苦難を強めています。

防災庁設置に向けた議論始まる

政府は 1 月 30 日、「防災庁設置準備アドバイザー会議」を開催し、防災庁設置に向けた検討を本格化させています。

防災庁をめぐっては、東日本大震災で設置された復興庁を 2030 年度まで存続させる議論のなかでも、全災害に対応する組織に再編成すべきではないか、という意見が出されていました。防災・減災の社会づくりから復旧・復興までを一貫して担う組織への拡充が必要であるというものでした。2017 年には関西広域連合が、2018 年には全国知事会が防災庁（省）の設置を提言していたにも関わらず、設置が見送られていました。しかし、かねてから防災庁設置を主張していた石破茂氏が首相に就任し、設置に向けた動きが加速しました。

能登半島地震では、発災時の政府初動の遅れ、避難所のあまりに劣悪な状態、インフラ復旧の遅れなどが露呈しました。阪神・淡路大震災以降、改善が積み上げられてきたはずのわが国の災害対応は、実は発展途上国並みの水準であることが明らかになったことが防災庁設置の動きを後押ししたことは間違いありません。頻発する災害、確実に起こる南海トラフ、首都直下地震に対応するために、普段の防災対策委から復旧・復興までを一元的に担う組織をおく意義は極めて大きいものがあります。

現状の問題点検討は十分か？

下表は内閣府防災担当の現状と防災庁で期待される役割を比較したものです。現在の内閣府防災担当の定員人員は110人で予算は74億円です。「いまの内閣府防災は大きな災害があるとパンク寸前になりやすい（赤沢防災庁設置準備担当相）」状況あります。また事前防災の取組みも度重なる災害発生で頻繁に中断する状況といえます。特に人員は各省庁からの出向が多く、2年サイクルで入れ替わり、知識や経験の蓄積、継続に問題を抱えています。

こうした大規模災害への対応が不十分な現状を変えるために、防災庁設置は必須です。しかし、現在防災庁として期待される役割や設置検討をするアドバイザー会議の論点をみると、国として防災から復興までを一貫してとらえた災害対策のグランドデザインを志向しているようにはみえません。

内閣府防災担当の現状と防災庁で期待される役割

	内閣府防災担当		防災庁
	24年度	25年度案	
組織	内閣府の一部署		選任大臣を置く独立組織へ
定員	110人	220人	内閣府防災担当の倍以上？
予算	73億円	146億円	
業務	平時 災害時	防災計画の立案等 対策本部設置 各省庁との対応調整	期待される役割 <ul style="list-style-type: none"> ● 専門的な知識を持った職員の育成 ● 避難生活の環境改善 ● 大規模災害発生時の司令塔機能
課題論点	指摘される課題 職員の多くが各省庁からの出向で2～3年で交代するため、専門性が育たず業務の継続性に支障も		アドバイザー会議論点 <ul style="list-style-type: none"> ● 避難生活の環境改善 ● 災害対応の官民連携 ● 防災教育 ● デジタル技術の活用 （「防災庁設置準備アドバイザー会議」議論テーマ）

出典：朝日新聞 25/1/31「防災庁の役割、整理へ」図版を県民センター加工

また、現状の政策理念、態勢、予算のどこに問題があるのか、付加すべき役割や機能はなにか。そうした議論が求められます。同時に、この間の災害の教訓から明らかなのは、災害発生時、地方自治体が有効に機能できるように国がバックアップ体制を構築することです。能登半島地震では、各市町は200～300人程度の職員がいないなかで、そして職員自身が被災しながら、救援や復旧業務にあたらなければなりません。しかし、それは国の「権限」を大きくすることではなく、地方自治体を支援する「機能」を強めることです。

災害対応には知識の蓄積と伝承が必須です。現状の内閣府防災担当の構造的な問題で困難だった各地域で発生する多様な災害の教訓を、一義的に蓄積していくことが求められます。防災庁の位置づけを小さいものとせず、どのような国内どこでどのような災害が起こっても、同じレベルで対応できるよう、それぞれの地域の能力や装備を高めていくのは国の責任です。そのような議論が期待されます。

能登半島
地震①

借家・公営住宅で被災した人だけ

石川県 仮設 1 年で退去迫る

能登半島地震から1年が経過しました。建設型仮設住宅がようやく12月末までに完成しましたが、被災地は地震と豪雨の多重災害からの復旧が遅れたままで深刻な状況が続いています。そして今、仮設住宅に入居している被災者のうち、少なくとも190世帯が3月末までに退去することを迫られています。昨年末時点で、発災時に借家か公営住宅で被災した賃貸型（みなし）仮設住宅の109世帯、建設型仮設住宅の83世帯が対象です。自宅が被災した方は2年間の供与期間です。下図が石川県が発行している「みなし仮設（賃貸型応急）住宅」の募集案内です。右下端に入居期間があり、「入居日から2年以内（災害時に賃貸住宅・公営住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内）」とあり、これに基づき該当者に退去が求められているのです。

「1年で退去」に根拠はない

災害が発生し、家を失った被災者向けに（建設型）仮設住宅が設けられ、その供与期間は災害救助法で「最長2年」と定められています。最長2年というのは、本来建築物は建築確認の諸手続が必要ですが、仮設住宅は例外としてそれを不要としており、「安全性に係る規定を緩和している建築物が長期間存続することは適当でないこと」によります。みなし仮設は「建築基準法上の問題は生じないが、建設型応急住宅との均衡を図るため、供与期間の上限を同じく原則2年として」います（「災害救助事務取扱要綱」令和5年6月）。つまり、法律上、建設型も賃貸型も仮設住宅の供与期間は「原則2年」で運用されるべきものです。通常、被災地の都道府県は国（内閣府防災担当）と協議し、供与の

石川県の仮設住宅
案内チラシ

○入居期間

入居日から2年以内（災害時に賃貸住宅・公営住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内）

※恒久的な住まいの確保後や断水等のライフラインの復旧後は、速やかに退去する必要があります。
※応急修理制度を利用する場合の取扱いは、各市町の担当課にご確認ください。

有無や内容、条件等を定めます。今回の運用は石川県単独で設けられたのではなく、国の技術的助言により、なされたものであり、国の責任でもあります。

なぜそのような運用としたのか？内閣府の担当者は「(仮設住宅入居は)新しい借家を見つけるための期間。通常の自宅に住まわれた方は2年でその半分という形。他の被災地でも同様」と述べています(北陸中日新聞 25/1/24)。自宅で被災し、自宅再建する被災者に比べて、借家は早く住まいが確保できるだろう、ということです。そして他の災害でも同じようにやってきた、といいます。しかし、それがなぜその期間でよいのかの説明はありませんし、そもそも説明不能でしょう。また他の災害でのみなし仮設の供与期間がどれくらいであったか、ウェブサイト等で説明していません。

このような国・石川県の対応に対し、「一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会」(共同代表:新里宏二弁護士, 天野和彦弁護士, 津久井進弁護士)が、1月24日付で、3項目の提言(令和6年能登半島地震に関する提言(7))を発表しました。「提言」は右欄外記載のURLからご覧になれます。

提言は以下の内容です。

「一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会」の提言

①被災前の居住形態が「所有」と「賃貸等」の違いで区別せず、等しく扱うようにすべき

②インフラ被害による入居者には、インフラが復旧し居住可能になるまで入居期間を延長すべき

③石川県は一日も早く「令和5年奥能登地震*」の仮設住宅供与期間を1年延長することを決定し公表せよ

「一人ひとりの会」

提言詳細 URL

<https://hitorihitori.jp/wp-content/uploads/2025/01/911feb543aaecda19d383306d8ef2ebd.pdf>

能登半島地震の被災者支援に携わっている研究者グループ(能登被災地の仮設住宅に関する検討会)の皆さんが「3項目の提言」を多くの団体・個人に広め、国や石川県に実現を求める取り組みを進めています。また、こうした動きに呼応する形で、金沢弁護士会、静岡県弁護士会が会長声明を発表しました。

馳知事 延長の方針しめす

このような動きを受け、石川県馳知事は1月31日の記者会見で次のように述べました。

「能登のように民間賃貸住宅がほとんどないと、こういう場合に1年以内に新たな借家をはじめ住宅を見つけることが困難と想定されます。その場合には、県と国、市町の協議をし、同意を得て、1年の範囲内で延長することにします。」

また発災時に借家か公営住宅で被災した被災者については「今後、改めて入居者に意向調査を行い、新たな借家をはじめとした住宅を見つけることが困難で、延長が必要と判断した方については、県と国、市町で協議の上、判断して再度延長します。」

つまり「提言」の「①」については、完全ではありませんが、是正される方向の説明です。7ページの「石川県の仮設住宅案内チラシ」や石川県ホームページの仮設住宅関係ページでは、2月13日現在でも知事の説明内容に基づき修正されていませんから見極めが必要ですし、「提言②③」の実現を求めていくことが重要です。

能登半島
地震②

四畳半に2人暮らしは無理
狭い仮設住宅 運用の改善を

輪島市正院の仮設住宅



能登半島地震の避難所や仮設住宅の支援を続けている熊本学園大学の高林秀明さん。昨年8月から12月にかけて輪島市内の仮設団地を個別訪問しているなかで、「二人世帯が一律に1K(20㎡)に暮らしている」ことに気づいたと言います。熊本地震の時には見られなかったことだったそうです。高林さんは『建築とまちづくり』誌(No.548 25/01)で「狭い仮設住宅は人権問題」と題してこの問題を取り上げています。この論考をもとに、現在能登の仮設住宅で起こっていることを考えます。

1Kの建設型仮設住宅(以下仮設住宅と略)の間取りは下図のとおりです。

石川県・輪島市1K仮設住宅プラン

四畳半に二人は寝れない



高林さんは「ベッドがある場合、室内空間はあっというまに狭く感じた」といいます。居室にはテーブルやテレビなど生活回りの物があり、ベッドのほかにもう一人分の布団を敷こうとすると、それらを片付けなければ確保できないことがわかります。そのほかにもいくつもの劣悪な居住例を挙げています。

- ① 80代の母親と暮らす50代の息子は虚弱な母親のベッドの横で身体の半分を押し入れのなかで寝ている。
- ② ある高齢夫婦は、妻が布団を敷いている横で、小柄な夫は

布団を三つ折りにしたまま寝ている。

- ③ 市役所から仮設住宅の1Kに80代の父親と同居することを求められた60代の息子は狭くて耐えられないと職場で寝泊まりしている。
- ④ 「狭いので友だちを自宅(仮設)に呼べないから、離れてしまう気がする」という高齢の女性の声を聞いた。

仮設住宅は「仮住まい」とはいえ、最長2年間、住まいの再建が長引けば4~5年暮らさざるを得ません。挙げられているような事例をそのままにしておけば、「狭小な部屋での生活によって家族関係や健康に深刻な影響が生じる懸念がある」と高林さんは指摘しています。

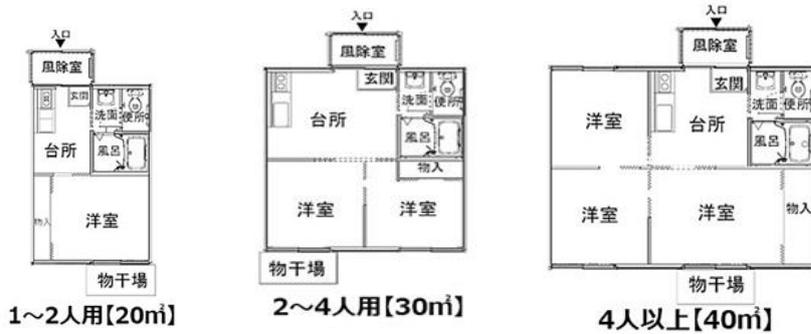
輪島市では1K以外にも2~4人用の2DKタイプの運用でも問題があります。両親と妻の4人でいったんは入居した男性が、「ここ(仮設住宅)じゃ

住めん、狭すぎて」と、現在は仮設住宅ではなく、傾いてしまった家の2階で寝泊まりしている事例（北陸放送 24/7/25）が報道されています。

なぜこんな状況に？

石川県は仮設住宅の仕様をホームページで公開しています。車いす仕様を除く下記3タイプです。

石川県仮設住宅仕様



仮設住宅の仕様は災害救助法で一般基準が示されています。2017年にそれまでの仮設住宅の標準規模（一戸当たり 29.7 m²）を撤廃して、「応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定」とされています。また備考として「プレハブ業界において、単身用（6坪タイプ）、小家族用（9タイプ）、大家族用（12坪）の仕様が設定されていることも考慮する」とされています。つまり、地域の状況や世帯構成に応じて自治体裁量で臨機応変に作っていいが、業界標準を考えてね」ということです。しかし災害は突然やってきますから、対応する自治体は臨機応変に考えるゆとりなどなく、プレハブ業界仕様をそのまま運用することが繰り返されています。

住生活基本計画に照らすと

一方、国は「住生活基本法」に基づき、国や都道府県が制定する住生活の安定や向上をはかるためのガイドラインとして、「住生活基本計画」を5年ごとにまとめています。そのなかで「最低居住面積水準」が示されています。それは「健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準」であり、すべての世帯の達成を目指す水準です。これと石川県と輪島、珠洲、能登、穴水の仮設住宅の面積・世帯人数を比較したものが下表です。

住生活基本法

国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項について定めた法律。2006年制定された。

		入居人数					
		単身	2人	3人	4人	4人以上	5人(以上)
最低居住水準*	世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準（すべての世帯の達成を目指す）	25m ² (8坪)	30m ² (9坪)	40m ² (12坪)	50m ² (15坪)	-	57m ² (17坪)
	建設型仮設住宅 入居基準運用						
建設型仮設住宅 入居基準運用	1K	石川県	6坪				
		輪島市	6坪				
		珠洲市・能登町・穴水町	6坪				
	2DK	石川県		9坪			
		輪島市		9坪			
		珠洲市・能登町・穴水町		9坪			
3K	石川県					12坪	
	輪島市					12坪	
	珠洲市・能登町・穴水町				12坪		
*住生活基本法に基づく住生活基本計画に示されている水準							注) 能登町・穴水町の3Kは「4~5人」
建設型仮設住宅入居基準中、輪島市・珠洲市・能登町・穴水町は北陸放送ニュース（2024/7/25）による。							

住生活基本計画の最低居住水準に照らすと、単身用の 6 坪はいずれの自治体も基準を満たしていません。また居住人数が 3 人以上でも同様です。2 人の最低水準だけ辛うじてクリアしていることが分かります。そして特異なのは「単身」が石川県と輪島市だけが 6 坪に 2 人までの居住で運用していることです。そもそも最低居住水準をクリアしない仮設住宅で、単身用に 2 人居住させることは二重に入居者の生活環境を悪化させているのです。

なぜこのようなことになったのか？高林さんは石川県の担当部署に問い合わせた結果、「社会通念上、4 畳半 2 人入居がおかしいとは言えない」と回答されたことを F B で紹介しています。もし「社会通念上」という視点で判断するとすれば、それは「住生活基本計画の最低居住水準」であるべきでしょう。現状は明らかにそれと乖離しています。健康で文化的な最低限度の生活を保障するために、石川県と輪島市は劣悪な現状を解消する対策を講じる必要があります。現在の仮設住宅の実態は人権問題でもあり、早急に解決すべきです。

女川町 3 階建て仮設住宅



出典：加瀬グループ HP

珠洲市 2 階建て仮設住宅



出典：日経 XTECH 2024/8/22

今回の問題の背景には、奥能登地方の場合、仮設住宅を建設する土地が土地確保が容易でなかったという背景があります。一方で、輪島市は人口流失を防ぐため、市内の建設型仮設住宅に多くの被災者を受け入れたかったため、無理をして 1K に 2 人入居を進めたと思われます。今後、同様に仮設住宅の建設用地が少ない場合の仮設住宅の建設手法として、東日本大震災で女川町に建設された 3 階建て仮設住宅や珠洲市で建設された「木造 2 (3) 階建て仮設住宅」建設という貴重な教訓を活かすことも必要です。